

学校施設等におけるブロック塀の撤去等にかかる 補正予算の編成について

I. 趣旨

この度の大阪府北部を震源とする地震を受けて実施した、学校施設等におけるブロック塀等の安全点検の結果、建築基準法非適合のブロック塀のうち、速やかな対応が可能なものについて、撤去したうえで、フェンス等を設置することとし、これに必要となる経費について補正予算を編成 (平成30年7月20日専決)

II. 補正予算の編成

1. 平成30年度奈良県一般会計補正予算（第1号）

(1) 補正額等

(単位：千円)

区 分		補正額	摘 要
歳入歳出予算総額		200,000	*補正後予算総額 506,851,000 (当初予算比 0.04%増)
財源内訳	一般財源	200,000	*一般財源の内訳 地方交付税 200,000

(2) 補正予算の内容

建築基準法非適合ブロック塀の撤去等 200,000千円

①学校施設 (83,011)

西の京高等学校、畝傍高等学校、二階堂高等学校、青翔高等学校、奈良東養護学校、西和養護学校、旧御所東高等学校跡地 ほか12校

②県有施設 (24,675)

内吉野保健所、西ノ京県営住宅 ほか10施設

③警察施設 (92,314)

郡山警察署、生駒警察署、針駐在所、白檀交番、車両整備工場
ほか16施設

【参考】

7月2日時点で、ブロック塀の設置位置により、緊急に対応が必要であり、また、速やかな対応が可能であったものについては、当初予算に計上した予備費を充用することとしています(予備費充用額 51,860千円)

桜井高等学校、大淀高等学校、旧奈良工業高等学校跡地、外国人観光客交流館